



2026年2月12日

## 各 位

会社名 日本ビジネスシステムズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 牧田 幸弘  
(コード番号: 5036 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役常務執行役員 CFO 勝田 耕平  
(TEL. 03-6778-7336)

### 株式報酬としての自己株処分に関するお知らせ

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分要領

(1) 処分期日	2026年3月2日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 300,000 株
(3) 処分価額	1株につき 1,586 円
(4) 処分総額	475,800,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、取締役（監査等委員、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）の報酬と株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上への意欲を高めることを目的として、当社の取締役を対象に、役員報酬B I P信託（以下「B I P信託」といいます。）の導入を決議しております。

B I P信託の概要については、2025年11月21日付で公表いたしました「当社取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、B I P信託の導入にあたって、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P信託契約（以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。（処分先の名称については、上記1. (5)をご参照ください。）

処分株式数につきましては、株式交付規則に基づき信託期間中に取締役に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 48,366,400 株に対し 0.62%（小数点第3位を四捨五入、2025年9月30日現在の総議決権個数 477,731 個に対する割合 0.63%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規則に従い取締役に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### <本信託契約の概要>

(1) 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(2) 信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
(3) 委託者	当社
(4) 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
(5) 受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
(6) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者
(7) 信託契約日	2026年2月25日（予定）

(8) 信託の期間	2026年2月25日～2031年2月末日（予定）
(9) 制度開始日	2026年2月25日（予定）
(10) 議決権行使	行使しないものとします

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日(2026年2月10日)の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である1,586円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員である取締役3名全員（全員が社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上